

令和6年度



# いじめ防止基本方針

## 谷東いじめ防止に関する行動指針

### 1 相手との違いを認め尊重し合う

互いに理解し、尊重し、助け合うことで、いじめを根絶することができるから

### 2 人との関わりを絶やさない

笑顔をあふれる学校にするには人との関わりが重要だから。

### 3 STOP チクチク 促進フワフワ

チクチク言葉は言っても良いことはないがフワフワ言葉はいじめ防止の促進につながるから。

令和5年度いじめ防止委員

洞峰学園  
つくば市立谷田部東中学校

## 1 未然防止のための取組

### ○学級経営の充実

- ・ 児童・生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、児童・生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ・ 児童・生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要となる。

### ○授業中における生徒指導の充実

- ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・ 「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童・生徒の学びを保障する。

### ○道徳教育において(ローテーション道徳の実施)

- ・ いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

### ○学級活動において

- ・ 話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・ 構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る

### ○学校行事において

- ・ 児童・生徒が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

### ○児童会・生徒会活動において

- ・ 自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。(児童会・生徒会主体のいじめ防止啓発活動の展開。ポスターの作成や掲示。)

### ○家庭や地域との連携

- ・ いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図るとともに、家庭教育学級等において、いじめに関する講演会を実施する。

## 2 早期発見のための取組

### ○複数の教員の目による日常の交流をとおした発見に努める

- ・ 多くの教師が様々な教育活動を通して児童・生徒に関わることにより、発見の機会を多くする。
- ・ 休み時間、放課後の校内巡回を計画的に行う。
- ・ スクールカウンセラーやスクールサポーターに、積極的に学級訪問、授業参観などをしてもらう。

### ○アンケート等の調査を計画的に行う

- ・ 「学校生活アンケート」「いじめ実態調査」「行動目標アンケート」を定期的実施する。
- ・ アンケート調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

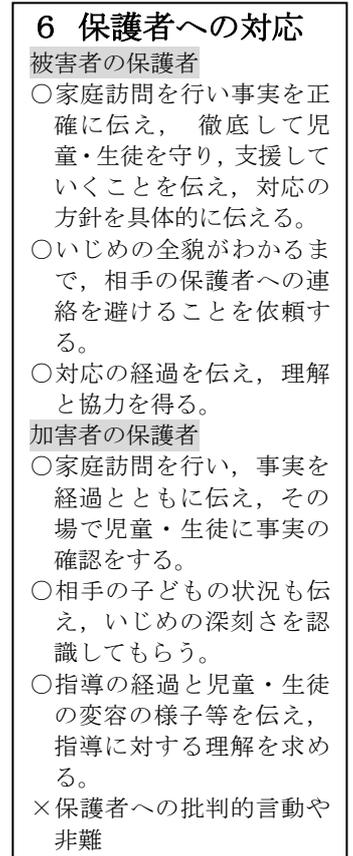
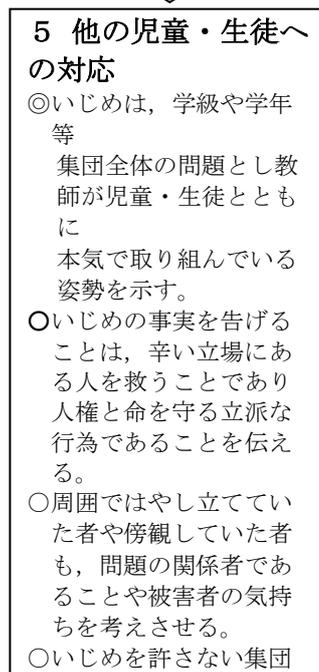
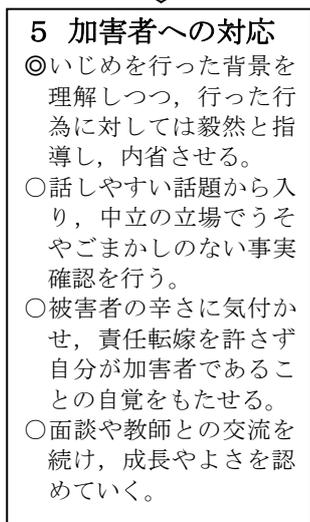
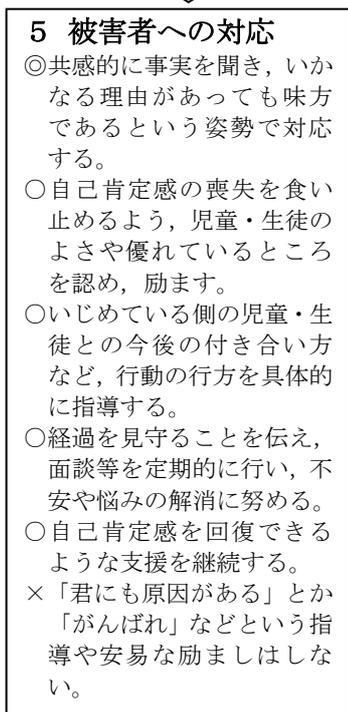
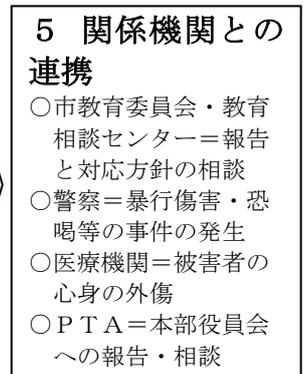
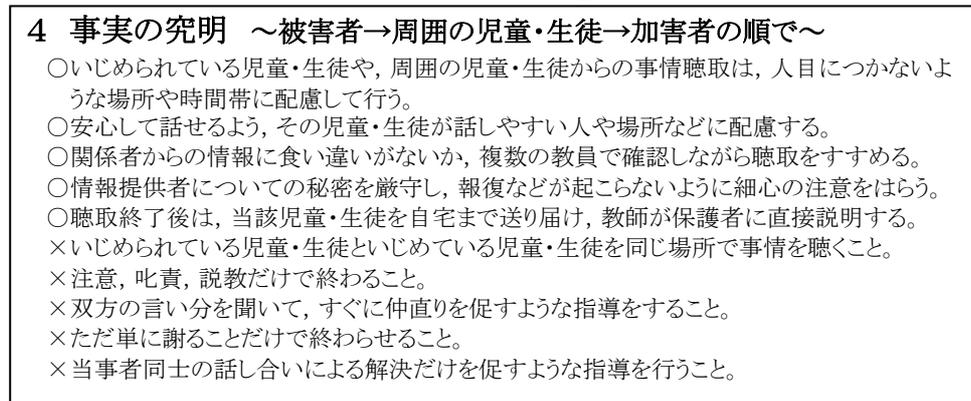
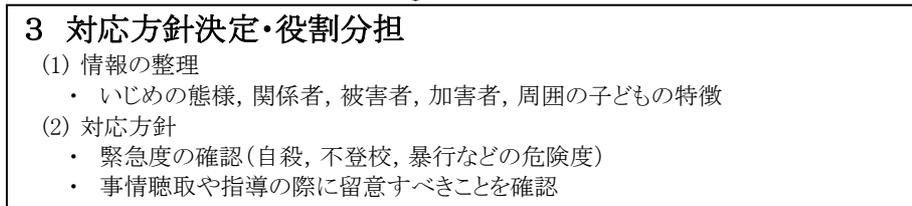
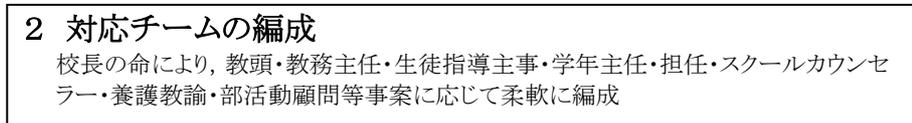
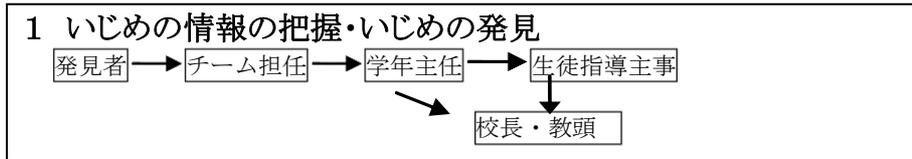
### ○教育相談による把握

- ・ 担任による定期的な面談を実施する。
- ・ 児童・生徒の希望や相談が必要と思われる場合は、担任以外(教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールサポーター等)でも相談ができることを周知するとともに、教育相談担当が面談の体制を整える。
- ・ 面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

### ○保護者や地域からの情報提供の場をつくる

- ・ いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
- ・ 家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため名前等についてできるだけ詳細に情報を得るように努める。

### 3 問題への対応(いじめ発見から解決までの取り組み)



## 4 いじめ対策組織と年間計画

### ○ 学園いじめ対策推進委員会の実施

- ① 月一回程度（学園生徒指導協議会で情報交換）行う。
- ② 生徒指導部会（週一回の運営会議）にて学校長、教頭、教務主任、学年主任と情報共有。
- ③ いじめについての取組について協議する。

### ○ 学校いじめ対策委員会の実施

- ① 学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、SCで構成し、ケースにより該当児童生徒の担任、学年生徒指導部員、SSW等が参加する。
- ② いじめの現状把握については生徒指導部会で確認し、学校いじめ対策委員会（運営会議の機会）にて情報共有及びいじめ認知を行う。
- ③ 学年会での話し合いをもとに、いじめについての実態、取り組みについて協議する。
- ④ 学年生徒指導部を中心に解決に向けて動く。
- ⑤ 緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時的に開く
- ⑥ いじめの重大事態として扱う可能性がある場合は、学校長が教育委員会と相談する。

### ○ 教職員の意識向上のための校内研修の実施

- ・ 各校で校内研修を計画的に実施し、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。

### いじめに関する共通理解事項

#### ※いじめとは

いじめとは「当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（文部科学省）

#### ※重大事態とは

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」自殺等重大事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」不登校重大事態がある。（文部科学省）

いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩

認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れと考え、件数が多い少ないではなく、認知した事案を、どれだけ、どのように解決したかが大切

#### 《いじめの解消》

- (1) いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月間）
- (2) 被害を受けた子供（保護者含む）が心身の苦痛を感じていないことを満たしていること

#### 《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・ いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って子どもや保護者からの通報、他の教職員から情報に真摯に対応する。
- ・ 自分が担当する学級、授業、部活動等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

#### 《いじめと犯罪の関係についての認識》

- ・ いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝、侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。

## ◆いじめ対策年間計画◆

月	教職員の活動			児童・生徒の活動	
	対策委員会	校内研修	教育相談等	学級活動・道徳	児童・生徒会活動
4	○全体計画の検討 ○現状把握といじめ問題への対応について	○生徒理解に関する研修	○学年・学級懇談  ○希望面談	○学級のルールや人間関係づくりのための活動 ○行事を通じた人間関係づくり	○人権教室①
5	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討	○担任による道徳 ○本校のいじめ防止基本方針の確認	○SC、SSW とのいじめ問題に係る対応方針の確認 ○アンケート(紙媒体)及び教育相談	○情報モラルに関する道徳の実施 ○いじめ問題を題材とした道徳授業	○かがやき隊の募集 ○情報モラル講演会(予定)
6	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討	○行動目標アンケートの分析と活用	○二者面談(教員-生徒) ○アンケート及び教育相談	○話し合い「学級の諸問題について」	○いじめ防止に向けての啓発活動① ・ポスター作成等
7	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討	○三者面談について ○教育相談技術①	○三者面談	○夏休みに向けた事前指導	
8	○配慮を要する生徒への関わり	○生徒理解について(講師 SC)	○配慮を要する生徒への関わり		
9	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討		○配慮を要する生徒への関わり ○アンケート(紙媒体)及び教育相談	○いじめについての話し合い活動	○新人戦壮行会を通じての自己肯定感の高揚
10	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討	○いじめに関わる事例研修		○合唱祭を通じての人間関係づくり	○いじめ防止フォーラム
11	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討	○いじめの問題を取り上げた道徳授業の検討	○アンケート(forms) ○二者面談(7・8年教員-生徒) ○三者面談(9年)	○いじめ問題を題材とした道徳授業	○いじめ防止に向けての啓発活動② ・いじめ防止行動指針の作成
12	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討 ○配慮を要する生徒への関わり		○配慮を要する生徒への関わり	○冬休みに向けた事前指導	○いじめ防止に向けての啓発活動③ ・人権教室②等
1	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討		○二者面談(7・8年教員-保護者) ○三者面談(9年)	○学校生活の見直しを行い、自己有用感を高める。	
2	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討 ○新年度のクラス編成にあたって	○新年度のクラス編成にあたって	○アンケート(紙媒体)及び教育相談	○いじめ問題を題材とした道徳授業	○9年生を送る会の準備を通じての連帯感の高揚
3	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討 ○評価と次年度計画のまとめ	○評価と次年度の課題	○相談内容のまとめ	○1年の振り返りと次年度の計画	○反省と次年度計画